

平成30年第7回狭山市定例教育委員会会議会議録

開催日時 平成30年7月26日(木)
午後2時40分から午後4時10分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 向 野 康 雄
教育長職務代理者 吉 川 明 彦
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子
委 員 後 藤 邦 江

欠 席 者 な し

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

| | | | |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 生涯学習部長 | 滝 嶋 正 司 | 次長兼教育総務課長 | 杉 田 幸 伸 |
| 社会教育課長 | 田 中 肇 夫 | スポーツ振興課長 | 五十嵐 和 也 |
| 学校教育部長 | 和 田 雅 士 | 参事兼教育指導課長 | 伊 藤 秀 一 |
| 教育センター所長 | 紫 竹 理 枝 子 | 書 記 | 堀 川 清 美 |

傍 聴 者 数 8名

報告事項

- ・平成30年度狭山市高等学校説明会について

報告者(社会教育課長)

(要旨)

7月24日(火)、25日(水)の2日間、市民会館小ホールにおいて、公立高等学校24校、私立高等学校25校の合計49校が参加し、開催した。昨年度までは、主に中学生を対象に開催していたが、今年度は、子どもたちが早い時期から進路選択を考えられるように小学5、6年生も対象とした。両日で、1,312人の参加者があった旨の報告がなされた。

- ・子ども大学さやまについて

報告者(社会教育課長)

(要旨)

小学校4・5・6年生を対象に、武蔵野学院大学のキャンパス等を使用し、10月6日から12月15日までのいずれも土曜日の5日間、開催する旨の報告がなされた。

・発掘調査体験事業について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

柏原地区の狭山工業団地拡張地区基盤整備事業に伴い、面積7.8haの大規模な発掘調査を行っており、奈良・平安時代の集落跡が検出されている。今回、この発掘調査の体験事業を8月23日（木）、24日（金）、9月27日（木）、28日（金）の4回、各回10名の定員で実施する旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、9月の事業は平日なので、子どもたちが参加出来るような日にちの設定をと思うがとの質疑に、今回は、あくまで個人を対象とした見学会となっている。グループ、団体については随時受け付けており、小学校、中学校等にも案内をする旨の答弁がなされた。

・登録有形文化財（建造物）の新規登録（東京ゴルフ倶楽部クラブハウス）について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

「東京ゴルフ倶楽部」のクラブハウスが、狭山市で初めて、国の登録有形文化財に登録されることになった。このクラブハウスは、帝国ホテルなどを設計したチェコ出身の建築家、アントニン・レーモンドの設計で、昭和38年にゴルフ場の中心部に建てられた。ハウス内は、丸太の柱や梁を多用し、中央には暖炉を備えた山小屋風のラウンジを設けるなどレーモンドの作風が顕著に現れた円熟期の秀作として選ばれた旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、文化財保護審議会委員からの申請かとの質疑に、昨年10月に東京ゴルフ倶楽部から登録有形文化財の登録を申請したいと教育委員会に相談があった。国の登録有形文化財は、県を通じた申請になることから、市の教育委員会としては意見書を添える程度のもので、特に審議会で審議等はしていない旨の答弁がなされた。一般に公開されるのかとの質疑に、この物件は、東京ゴルフ倶楽部のクラブハウスで会員制の利用になっている。改めて東京ゴルフ倶楽部とも相談させていただき、市民の方にもご覧になっていただくような対応が図られればと思っている旨の答弁がなされた。

・平成30年度埼玉県学力・学習状況調査結果の速報について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

中学校では、1年生と3年生の国語以外の教科が県の平均を上回っている。小学校については、平均を下回っている教科も見られるが、どの教科も伸びが見られるという状況である旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、小学校に伸びがあったということであるが昨年度と比べてどうなのかとの質疑に、昨年度に比べ、特に6年生の算数が県の平均を上回っており伸びている。また、5年生の算数が平均は下回っているが県

の伸びよりも上回っているという状況である旨の答弁がなされた。結果の速報ではあるが、何が良かったか、また何が原因で伸びたかということ进行分析してもらいたい旨の意見に、県の学力調査の良さは、伸びが見られるというところである。平均を下回っていても伸びが見られる学年或いは伸びの見られた学校があるので、なぜ伸びたのか細かく分析して、各学校に伝え学力向上に繋がるように努めたい旨の答弁がなされた。

- ・平成30年度公費による英語検定受験（英語検定推進事業）の生徒の申し込み状況について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

狭山市の前回の3年生の受験数は、648名（内公費540名）であった。内訳としては、2級が8名（内公費8名）、準2級が85名（内公費84名）、3級が371名（内公費326名）、4級、5級は合計で184名（内公費122名）である。合格者数は、648名に対して317名（内公費241名）であった旨の報告がなされた。

- ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（スポーツ振興課長）

（教育指導課長）

（社会教育課長）

（要旨）

平成30年度第1回狭山市スポーツ推進審議会、平成30年度第1回狭山市いじめ問題・審議調査委員会及び平成30年度第1回狭山市立博物館協議会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、スポーツ推進審議会で、武道館の整備に関する基本方針の改訂について現状報告したということであるが、これについて委員から意見があったかとの質疑に、中間報告ということで報告したが、委員からは意見等無かった旨答弁がなされた。いじめ問題・審議調査委員会で、新聞報道の川越市とあるがいつの事案かとの質疑に、平成27年1月に起こった事案である旨の答弁がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事一覧について

報告者（社会教育課長）

（教育指導課長）

（要旨）

社会教育課関係5件及び教育指導課関係3件の申請があり、審査の結果、使用許可を行った旨の報告がなされた。

議 案

議案第27号 平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」の採択について

平成31年度から中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書について、第12採択地区教科用図書採択協議会の協議結果に基づき、採択したく、提案がなされたものである。

まず、説明として、教科用図書採択の方法は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（第10条から第17条）によって定められており、市町村立の小・中学校で使用する教科用図書の採択の権限は市町村教育委員会にあるが、採択にあたっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を合わせた地域」を採択地区として設定する。採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、その採択地区協議会における協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされている。本市の場合、周辺の飯能市、入間市、日高市教育委員会と第12採択地区の採択協議会を設置し、採択を行うこととされていることから、第12採択地区協議会における協議結果に基づき、中学校「特別の教科 道徳」教科用図書に係る採択をしようとするものである。なお、これに関して教育委員には、普段より学校指導訪問等で学校現場がどのように教科用図書を活用しているか等を確認していただいているところであり、また、今回の採択に際しては、県教育委員会から出されている「平成31年度使用中学校用教科用図書（道徳科）調査資料」とともに、事前に見本本を実際にご覧になっていたところである。そして、平成30年7月17日に、第12採択地区の採択協議会が開催され、これには4市の教育長及び教育長職務代理者が出席し、協議を行ったところであり、その協議結果に基づき、本市教育委員会として、平成31年度から使用する中学校の「特別の教科 道徳」教科用図書について、別紙のとおり、採択したく提案するものである旨の説明がなされた。

なお、7月17日に行なわれた採択協議会での協議内容等については、教育長より、次のように報告がなされた。

今回の教科用図書の採択にあたっては、各教育委員の皆様には8教科用図書会社のすべての教科用図書を事前に配付させていただき、内容をご覧いただくとともに、6月と7月に、担当指導主事より発行者ごとの主な特徴等について説明をさせていただき、意見交換を行い、これを踏まえて第12採択地区教科用図書採択協議会へ臨んだものである。

採択協議会では、まず、教科用図書の選定方法について、協議会規約第11条で規定されている、協議による委員の全員一致が見られなければ、投票による選定を行うことを委員間で確認し、次に教科用図書の調査研究を行うために委嘱された専門員の代表から調査研究の結果の報告を受け、それについて質疑を行い、その後、協議のうえ、採択すべき教科用図書を選定することとした。

中学校「特別の教科 道徳」については、8社の教科用図書について検討を行ったものであるが、代表専門員からは、「教育基本法、学校教育法の下、中学校学習指導要領の教科の目標との関わり」、「内容の特色・資料の特色・表記表現の特色」、「総括」という3つの大きな観点から報告があった。その後、この報告について質疑応答を行い、続いて、委員による協議でそれぞれの意見が述べられ、投票により選定することとし、投票の結果、生徒が主体的に考え、議論する道徳性を育てるために「問題解決的な学習に対応した教材」、現代的な課題への対応として「いじめへの取組みやいのちを考える、情報モラルに対しての充実した指導」に対応した教材、「人との関わりの中で考えることができる学習ページ」など様々な教材が配置され、生徒の心を揺さぶる感動的な教材や、身近な話題で共感を呼ぶ教材が配置されている、東京書籍の「新しい道徳」が選ばれたとの報告がなされた。

教育長からの報告を踏まえて、教育委員からの質疑等では、分冊になっている教科用図書の使いやすさはどうかとの質疑に、実際の授業の場面を想定すると、生徒は教科用図書を机の上に置き、ノートは机の引き出しにしまっておく、もしくはノートは閉じて所定の場所に置くこと等により、授業を進めて行くと想定する。2冊開いておくと、生徒の意識も集中できず焦点化できないだろうと考えられるので、学級や学年においてノートの使い方の約束事が徹底できるとよいと思う旨の答弁がなされた。教科用図書の採択にあたり、教職員の声はどのように把握したのかとの質疑に、中学校の教職員は、教科用図書展示会等に参加し、学校ごとに教科用図書の研究を行っているが、その結果は、各学校より採択協議会事務局へ報告し、採択協議会事務局で集計され、先日の採択協議会でも参考資料として、提示されたところである旨の答弁がなされた。生徒たちにとって親しみやすい教材とはどのようなものかとの質疑に、いろいろな捉え方があるが、これまで受け入れられてきた定番教材を「親しみやすい」として扱っているところが多いのではないかと考えている旨の答弁がなされた。今年度より、小学校では道徳が教科化されているが改めて道徳の教科化についてはどのように考えるかとの質疑に、新学習指導要領の中でも、子供たちがよりよく生きていくための基盤として道徳が位置付けられ、また、各教科用図書会社においては現代的な課題を扱う内容が多く見られた。いじめやSNSの問題が社会問題となる中、子供たちが主体的に取組み、考え、議論し、問題解決的な学習を通して、自己を見つめ、人間としての生き方について考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることが教育活動の中で位置付けられたものと考えている旨の答弁がなされた。採択協議会ではどのような質問がなされたかとの質疑に、「教科化に伴う評価についてはどう考えていくのか」、「地域教材については、取り扱いはどうなふうになされているのか」、「使いやすさについてはどうであるか」そのような視点での質問が多かった旨の答弁がなされた。小学校と結果的には同じ教科用図書会社ということになるが、その同じ会社の教科用図書を使うメリットはどの質疑に、教科用図書の構成が同じように作られていることもあり、使い慣れたということから小・中学校における接続の意味では入り込みやすいと考えている。また、ユニバーサルデザインの視点でどの会社も教科用図書は作られており、小学校と中学校で異なる教科用図書を使用することで問題が生じることはな

いと考えている旨の答弁がなされた。採択協議会での投票結果はとの質疑に、東京書籍が5票、廣濟堂あかつき社が3票という結果であった旨の答弁がなされた。

議案第27号については、原案可決した。

議案第28号 平成31年度使用小学校教科用図書の採択について

平成31年度から小学校で使用する教科用図書について、第12採択地区教科用図書採択協議会の協議結果に基づき、採択したく、提案がなされたものである。

まず、説明として、教科書採択の方法は、中学校特別の教科道徳と同様に、本市では共同採択地区にあたるため、その採択地区協議会における協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされている。

なお、これに関して教育委員の皆様には、普段より小学校においても学校指導訪問等で学校現場における教科用図書の活用等を確認していただいているところであり、また、今回の採択に際しては、県教育委員会から出されている「平成27年度使用小学校用教科用図書調査資料」とともに、事前に見本本を実際にご覧になっていたところである。

そして、平成30年7月17日に第12採択地区の採択協議会が開催され、これには4市の教育長及び教育長職務代理者が出席し、協議を行ったところであり、その協議結果に基づき、本市教育委員会として、平成31年度から使用する小学校教科用図書について、別紙のとおり、採択したく提案するものである。

なお、7月17日に行なわれた採択協議会での協議内容については、教育長より、次のように報告がなされた。

はじめに今回の教科用図書の採択にあたっての経過であるが、小学校教科用図書については、各教育委員の皆様は7月に小学校教科用図書の見本本を事前にご覧いただくとともに、担当指導主事より平成27年度における埼玉県教科用図書の編集趣意書及び教科用図書の訂正箇所、使用の年数、検定について説明を受け、意見交換を行い、これを踏まえて第12採択地区教科用図書採択協議会へ臨んだものである。

採択協議会では、まず、教科用図書の選定方法について、協議会規約第11条で規定されている協議による委員の全員一致が見られなければ、投票による選定を行うことを委員間で確認し、次に、事務局から小学校教科用図書について、平成27年度の採択理由及び前回選定されてからの訂正・修正箇所の報告を受けたものであるが、小学校教科用図書については、平成32年度の新学習指導要領の実施を控え、平成27年度に現在の小学校教科用図書が選定された以降、この度の採択に当たって、訂正、加筆、写真の差し替え等、細かい修正が加わっていること、実質の使用年度は平成31年度の単年度のみという説明の後、質疑を行い、続いて委員による協議において意見を述べていただき、選定することになった。

各委員の意見は、「平成27年度以降大きな変更がなければ前回選定された教科用図書でよろしいのではないか」、「必要な情報が加えられ、訂正がなされているので、現行のままでよろしいのではないか」、「平成31年度の小学校教科用図書の使用が最後の一年であり、平成32年度より始まる新しい学習指導要領への移行期間に入っている。先生方も今まで蓄積した教材等もあるので、現状のままでよいのではないか」、「平成27年度の時点で慎重に審議されて選定されているのでそのままでもいいと考える」など、現場の負担や4年間の使用実績を踏まえ、現行の教科用図書を継続して使用していくことに対し、委員全員から賛同の意見が出された。このため、規約11条に従い、全員一致により、小学校教科用図書については、平成27年度選定の小学校教科用図書を継続して使用していくことが決定された旨の報告がなされた。

教育長からの報告を踏まえて、教育委員からの質疑等では、社会科の歴史上の事実について、特に問題になったことはあったか。また、社会科の地理的分野で最近話題になっている北方領土、竹島、また尖閣諸島等について、出版会社によって違いなどはあるかとの質疑に、まず歴史については、発行者によって、説明内容に幅があり、強調している部分などにも差違がみられるが、どの教科用図書も検定を通っているものであり、特に問題は無いと考えている。地理的分野では、日本の領土、領海などについては、どの教科用図書も、国土地理院発行の地形図を基本に、最新の情報を取り入れ、見やすく、わかりやすく工夫して示している。また、北方領土や竹島、尖閣諸島については、どの教科用図書も、日本固有の領土である旨が明記されている旨の答弁がなされた。市内の保護者や地域住民からの教科用図書についての意見や要望等の扱いはどの質疑に、教科用図書展示会で出された意見等については、事務局で取りまとめた上、採択協議会においても事前にお配りし、参考資料として、提示している旨の答弁がなされた。現在使用している教科用図書が、1年間だけ変わるようになった場合、不都合はないのかとの質疑に、教科用図書が変わることに対しては、今まで使い慣れた教科用図書であり、各社とも、新学習指導要領への移行期間に入っている。これまでの4年間の使用実績に伴い、教職員の研修した資料やワークシートなどが使用できなくなってしまうことがある。さらに平成32年度新学習指導要領に対応した教科用図書が使用開始となることもあり、教職員としても現場は変更に伴う負担も大きくなり、忙しくなることが考えられる旨の答弁がなされた。指導書等の購入などはどのようにする予定かとの質疑に、各市とも教科用図書は無償で給付されるが、教員の使用する指導書及びデジタル教科書等は、各市ごとに用意していかなくてはならない。各市によって用意できる数は予算の関係もあり、統一されていないが、31年度の小学校教科用図書の指導書の予算は各市とも準備はしていないと伺っている旨の答弁がなされた。指導書等がない場合、何か不都合はあるかとの質疑に、各学校において今まで使用している指導書及びデジタル教科書は有効に使われているが、新しくなる場合、使用する教科用図書が変わることで教職員への負担は大きくなると考えられる旨の答弁がなされた。採択協議会では、全員一致で決定したということであるが、不安視するような質問や意見等は無かったのかとの質疑に、全員の委員が継続使用について賛成といった意

見ばかりであった。不安であるとか変えたほうが良いといった意見は無かった状況である旨の答弁がなされた。

議案第28号については、原案可決した。

議案第29号 武道館の整備に関する基本方針の改訂について

武道館の立地場所を、東中学校跡地から市営住宅上諏訪団地跡地へ変更するため、武道館の整備に関する基本方針を改訂したく、提案がなされたものである。

教育委員からの質疑等では、協議会での説明から大きく変わった点はあるかとの質疑に、大きく変わったところはない旨の答弁がなされた。スポーツ推進審議会で大きな意見や質問等も無く、専門的な分野からも賛成をいただいております、利用団体からも調整が取れ反対が無いということなので、利用団体の意見等を十分に聞き良い武道館をつくってもらいたい旨の意見がなされた。武道館という名であるが、多くの市民が気軽に使えるような方向で進めてもらいたい。皆が使える武道館そんなテーマでやってもらいたい。また、一部の団体に固定されないによしてもらいたい旨の意見がなされ、武道団体が使用する武道館ではあるが、空いた枠については、旧武道館でもジャズダンスであるとか体操、ストレッチ等の団体が使っている状況にある。条例にも武道団体以外の活動も出来るように明記しているところであり、有効的に利用され、利用率が高まるような管理をしていきたい旨の答弁がなされた。

案第29号については、原案可決した。

以 上